

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の 感染判明時の対応について

令和4年7月21日
枚方市教育委員会

枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染判明時の対応について、以下のとおり改正するものです。

1. 児童・生徒又は教職員に感染者が確認された場合の濃厚接触者の候補者の特定について

令和4年3月25日付文部科学省通知「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について」を踏まえ、現在、市立中学校においては教育活動上の接触による濃厚接触者の候補者の特定は行わないこととしています。

市立小学校では、これまで、保健所が示す濃厚接触者の定義に従い学校において濃厚接触者の候補者特定のための調査を行ってきましたが、学校の感染対策の徹底が図れていること、今年に入って教育活動における濃厚接触者が発生していないことから、令和4年6月21日付文部科学省通知「学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について」を踏まえ、「市立小学校(留守家庭児童会室を含む)においても濃厚接触者の候補者特定のための調査を行わないこと」について、枚方市新型コロナウイルス対策本部会議において決定いたしました。ただし、中学校での対応と同様に、学校における感染拡大を防止するため、感染者等への聞き取りは引き続き実施し、以下の①～③の感染者との接触状況に応じた対応を行います。

なお、教職員に感染者が確認された場合、必要に応じて、教職員の抗原検査を実施します。

- ①教育活動において、基本的な感染対策を行わずに感染者と感染可能期間中に飲食を共にした者等については、感染者と最後に接触した日の翌日から起算して5日間の出席停止とします。また、出席停止期間に加えた2日間、計7日間は「感染リスクの高い行動」を控えるよう指示します。ただし、濃厚接触者としての取扱いは行いません。
- ②学校で感染者と感染可能期間中に接触し、濃厚接触者の定義に該当した場合も濃厚接触者としての取扱いはいたしません(出席停止も行いません)。ただし、7日間は「感染リスクの高い行動」を控えるよう指示します。
- ③泊を伴う行事等において、感染者と感染可能期間中に同室であった場合は、濃厚接触者となります。

◇①～③については、感染者と感染可能期間(発症又は検体採取日の2日前療養終了日までの接触)に、濃厚接触者の定義に当てはまる接触(手で触れることのできる距離でマスクなしで15分以上会話をした等)があった場合を示す。
◇「感染リスクの高い行動」とは、「高齢者や基礎疾患を有する者等、感染した場合に重症化リスクの高い方との接触」、「前述の方々が多く入所、入院する高齢者、障がい児者施設や医療機関への訪問」、「不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントへの参加」など「個人」としての行動を示す。
◇③の場合、児童・生徒については、7日間の出席停止とする。また、教職員については7日間の自宅待機とするが、抗原検査の陰性確認により濃厚接触者としての待機期間の短縮を行う場合がある。

2. 臨時休業等の取扱いについて

直近3日間で感染者、濃厚接触者等が学級において、複数(15%以上)確認された場合は、原則3日間の学級閉鎖を行います。ただし、感染拡大の状況により、閉鎖期間を延長する場合があります。

また、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は原則3日間の学年閉鎖を行います。複数の学年の閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、原則3日間の学校全体の臨時休業を行います。

学年閉鎖については、それ以前の学級閉鎖に加えて行う場合があります。学校全体の臨時休業についても同様とします。

3. 留守家庭児童会室の運営について

留守家庭児童会室の対応については、「学級閉鎖」の対応に準じます。

※臨時休業とした場合も、保護者にやむを得ないと判断できる特段の事情がある場合は、個別に対応します(「感染者、濃厚接触者及び体調不良の児童は対象となりません」)。

<保護者へのお知らせ>

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒の不安やストレスが高まることが懸念されます。学校においても子どもたちの心の変化について注視してまいりますが、ご家庭におかれましてもご配慮よろしく願いいたします。また、子どもたちにそのような兆候がみられた場合、学校や教育委員会までご相談ください。
- (2) 学習保障については、感染確認された当該児童・生徒の症状等も勘案しながら、オンライン授業を活用した「学びを止めない」ための取組を行います。また、学級閉鎖等(学級閉鎖、学年閉鎖及び臨時休業。以下同じ)で学校の休業が長期化した場合も、同様に行います。
- (3) 給食は、学級閉鎖等の再開に合わせて実施します。なお、給食費は、学校の休業日や出席停止の日数分について返還します。
- (4) 府内在住者で無症状の方は、コロナの検査を無料で受けられますので、ご利用ください。詳しくは、枚方市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000037491.html>
- (5) 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改正、現在主流となっているオミクロン株の流行状況及び特徴並びに、児童・生徒への注意喚起や個人情報保護、特に差別や偏見等防止の観点等を踏まえたうえで、直近3日間で感染者及び濃厚接触者等が15%には満たないが複数確認(約10%を目安)された学級において、当該学級の保護者の皆さまや児童・生徒に対し、学校より「ミルメール」などで「感染者等が増加している学級」として「日常生活における感染予防の徹底や子どもたちの健康観察を念入りにすることなど」情報提供を行います。

<保護者へのお願い>

(1) 児童・生徒がPCR検査を受診する場合

受診した児童・生徒本人は、検査結果が判明するまで自宅待機をお願いします。また、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等へその旨を連絡してください。

(2) 児童・生徒本人に感染が確認された場合の連絡について

児童・生徒本人に感染が確認された場合、本人及び兄弟姉妹が通う学校園、保育所等連絡していただき、保健所の指示に従って療養してください。(児童・生徒は、基本「自宅療養」となり、保健所からの連絡は解除も含めて入りません。なお、無症状の場合は検体採取日から無症状のまま7日間経過した場合、8日目に解除となります。詳細は、枚方市のホームページ「新型コロナウイルス関連情報」をご覧ください。)

(3) 児童・生徒本人が「濃厚接触者」とされた場合

感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して7日間を、健康観察期間として自宅待機とします。感染者が児童・生徒の同居のご家族で自宅療養されている場合、自宅での感染対策(家庭内で日常生活を送るうえで可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、タオル、食器、おもちゃなどの消毒等)を実施し始めた日から7日間が自宅待機期間となります。この間発症しなければ、待機解除となります。ただし、感染者の療養期間が終了するまで、感染リスクの高い活動は控えていただきますようよろしくお願いいたします。

(4) 学級閉鎖等を行っている期間

児童・生徒については、不要不急の外出を控えるようお願いします。

また、児童・生徒のご家族の方については、学級閉鎖等を行っている期間中は、厚生労働省が発表している「新しい生活様式」の実践例(3密の回避、手洗い・手指消毒、テレワークや時差出勤など)に沿った行動をお願いします。

児童・生徒本人が感染者となった場合や濃厚接触者等とされた場合は、同居者の行動自粛の有無を含めて保健所や医療機関の指導に従ってください。なお、詳細については、本市ホームページ(「新型コロナウイルス関連情報」)をご覧ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000029172.html>